

**新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた
総合支援資金（特例貸付）借入申込をされた方へ**

◆送金について

貸付は原則 **3か月**になります。3か月分を全額一括で貸し付けるのではなく、毎月、状況を確認しながら送金します。

- 初 回：随時送金（申込日から6営業日以内）
- 2回目以降の送金は、毎月15日の予定です。

※振込は月1回です。同月内に既に送金がある場合は、振込は行いません。

◆提出書類（原則、毎月）

- 生活状況等報告書

別添の「生活状況報告書」を、下記のとおり月末までに郵送又はFAXで提出してください。

送金月	初回 (随時)	2回目 (15日)	3回目 (15日)
報告書	○ (月末までに提出) ※2回目の送金のため	○ (月末までに提出) ※3回目の送金のため	—

※生活状況報告書の提出がない場合は送金できませんので、必ずご報告ください。

※生活状況報告書を提出したのに送金がないという場合は、下記までご連絡ください。

◆連絡事項

・貸付金3か月分を受け取った後、なお状況が改善せず、生活が困難な場合等は、下記までご相談ください。

◆問い合わせ・書類提出先

愛媛県社会福祉協議会 福祉資金課

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号

TEL 089-921-8384 FAX 089-921-5289